

議第270号

京都市斎場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 2月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市斎場条例の一部を改正する条例

京都市斎場条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市中央斎場条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 公衆衛生の向上を図るため、斎場を次のように設置する。

名 称 京都市中央斎場

位 置 京都市山科区上花山旭山町19番地の3

第2条第1項中「斎場」を「京都市中央斎場（以下「斎場」という。）」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第5条第1項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市中央斎場分場を廃止する必要があるので提案する。